

事 務 連 絡
令和7年11月10日

改正建築物省エネ法・建築基準法の
円滑施行に関する連絡会議 関係団体 御中

国土交通省 住宅局 建 築 指 導 課
参事官（建築企画担当） 付

建築確認申請図書作成支援サービスの提供開始
及び適切な建築確認申請の確保について（周知）

建築行政の推進につき、日頃よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号。以下「改正法」という。）が本年4月1日に全面施行されたところですが、確認審査の業務に要する時間の長期化等により業務が逼迫している審査機関がある旨の報告を受けています。業務逼迫の一つの要因として、申請者の作成する確認申請図書の不備に対する補正のやりとりに時間を要していることも挙げられています。

こうした状況を踏まえ、今般、国土交通省の補助事業として、一般財団法人日本建築防災協会において、下記のとおり建築確認申請図書において記載が必要な事項のうち主要な事項について、申請予定図書等における記載の有無を AI が評価するサービスの提供を開始します。

本サービスは、申請予定者が確認申請の前に、申請予定図書が適切に作成されているかどうかについて自己チェックを可能とすることで、申請図書の不備を削減し、建築確認審査の円滑化を図るものです。

貴団体におかれましては、会員等の皆さまにこの旨を周知いただくとともに、建築確認申請の前に本サービスを利用して申請図書の記載事項について自己チェックし、申請図書の不備をできる限り削減した上で申請するよう案内いただくことにより、確認審査の円滑化に向けた取組にご協力をお願いいたします。

また、一部の申請者において、一の建築計画について申請を前提した相談等を複数の審査機関に対して同時にする行為が見られるとの報告を受けています。このような行為は、審査機関の業務負荷を不必要に増大させ、結果として全体的に確認審査の長期化をもたらすこととなるため、厳に慎んでいただくようお願いいたします。

記

建築確認申請図書作成支援サービスの概要

1. 実施者

一般財団法人 日本建築防災協会（補助事業者）

2. 対象者

設計者等

3. 対象とする建築計画

- ・ 2階建て以下かつ延べ面積 300 m²以下（平屋かつ 200 m²以下を除く）の木造建築物（軸組構法）（建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 1 条の 3 第 1 項第 1 号イ(2)の特定木造建築物）の新築に係る建築計画
※構造計算を行わず、仕様規定（壁量基準等）のみで構造安全性の確認を行うものに限る。

4. サービスの内容

①事前チェック

建築確認申請図書に必要な記載事項の一部の有無について AI を活用して評価するもの。

評価の対象は、改正法の施行後に新たに必要となった記載事項を中心に、現時点で AI による一定程度の認識精度が確認されたものを設定している。(別紙参照)

※今後の運用状況によっては、評価対象事項の増減を検討する。

②チェック結果レポートの出力

評価結果についてはサービス上でレポート（PDF ファイル）を取得することができる。

※AI による認識精度は完全ではないため、必要な事項が図書に記載されているにもかかわらず、認識されずに結果が「要確認」となった事項がある場合には、コメント機能により当該事項が記載されている図書・書類を申告した上で、レポートを取得することができることとしている。

5. サービスを利用する際の注意事項

本サービスによるチェックは、建築基準関係規定への適合性を審査するものではないこと。また、AI の認識精度等は完全ではなく、サポート機能であることに留意のこと。

※壁量の確保・配置バランスに関する項目を設けているが、検証の有無をチェックしているものであり、計算の正しさをチェックしているものではない。

6. 利用料

無料（1アカウントにつき直近24時間で上限5回の回数制限あり）

7. 提供期間

令和7年11月10日（月）から令和8年3月9日（月）（予定）まで

※予算の範囲内で実施するため、予定より早く終了する可能性がある。

8. 利用方法

次のURLからアクセスする。なお、使用方法についてはリンク先のウェブページに掲載されているユーザーガイドを参照のこと。

<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/kenchikukakunin/>

9. 問合せ先

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

TEL: 03-5253-8126

以上

本サービスの評価対象としている建築確認申請図書の記載事項

令和 7 年 11 月 10 日時点

項目	評価事項
1. 図面の基本的なこと	
設計者の氏名	各図面に設計者の氏名が記載されていること。
各室の用途・床面積	各室の用途及び床面積が記載されていること。
床面積の算定方法	床面積の算定方法が記載されていること。
2. 敷地に関すること	
敷地境界線	敷地境界線が記載されていること。
敷地内における建築物の位置	敷地内における建築物の位置が寸法により示されていること。
申請に係る建築物と他の建築物の別	確認申請書第三面【12. 建築物の数】【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】欄が 1 以上である場合には、配置図に申請に係る建築物と他の建築物との区別が記載されていること。
土地の高低及び地盤面	土地の高低及び地盤面の高さが記載されていること。
敷地の接する道路	敷地の接する道路の位置、幅員、種類及び道路中心線が記載されていること。
3. 構造耐力に関すること（法第 20 条・第 37 条関係）	
（１）基礎・地盤に関すること（法第 37 条、令第 38 条第 1 項～第 3 項関係）	
支持地盤	支持地盤の種別及び許容応力度が記載されていること。
基礎の構造	基礎の種類、寸法、構造方法及び材料の種別が記載されていること。
基礎に使用する材料の品質	建築物の基礎に使用するコンクリート及び鉄筋の品質が適合する日本産業規格又は認定番号が記載されていること。
（２）壁に関すること（令第 46 条第 4 項関係）	
壁又は筋かい	壁又は筋かいの位置及び種類が記載されていること。
軸組の構造	軸組の構造方法が記載されていること。
壁量の確保	各階、各方向につき地震力及び風圧力それぞれに対して存在壁量が必要壁量以上確保されていることが示されていること。
壁配置のバランス	各階、各方向につき壁率比が 0.5 以上であること又は壁量充足率が 1 を超えることが示されていること。
（３）柱に関すること（令第 43 条第 1 項、第 47 条第 1 項関係）	
柱の小径	柱の小径及び横架材間の垂直距離が記載されていること。
継手・仕口	継手又は仕口の構造方法が記載されていること。
金物の選定	接合部の金物の種類が記載されていること。
（４）屋根・床に関すること（令第 39 条第 1 項・第 2 項、第 46 条第 3 項関係）	
床組・小屋ばり組	床組及び小屋ばり組への火打材、合板等の設置が記載されていること。
小屋組	小屋組への振れ止めの設置が記載されていること。
屋根ふき材	屋根ふき材の種別、位置、寸法及び構造方法が記載されていること。
（５）耐久性に関すること（令第 49 条関係）	
軸組の下地	外壁のうち鉄網モルタル塗等の軸組が腐りやすい構造である部分の下地が記載されていること。

防腐・防蟻措置	柱、筋かい、土台のうち地面から 1m 以内の部分の防腐措置及び防蟻措置が記載されていること。
4. 防火に関すること（法第 22 条・第 23 条・第 61 条・第 62 条、消防法第 9 条の 2 関係）	
延焼のおそれのある部分	延焼のおそれがある部分が記載されていること。
防火地域内の制限	確認申請書第三面【4. 防火地域】の防火地域の欄にチェックマークが記載されている場合には、壁、柱、2 階の床、梁、屋根及び階段の断面の構造、材料の種別及び寸法並びに防火設備の位置が記載されていること。
準防火地域内の制限	確認申請書第三面【4. 防火地域】の準防火地域の欄にチェックマークが記載されている場合には、屋根及び外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法並びに防火設備の位置が記載されていること。
法第 22 条の区域内の制限	確認申請書第三面【5. その他の区域、地域、地区又は街区】の欄に法第 22 条の区域が記載されている場合には、屋根及び外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法が記載されていること。
住宅用防災機器	住宅用防災機器の位置及び種類が記載されていること。
5. 換気に関すること（法第 28 条第 2 項・第 3 項、第 28 条の 2 第 3 号関係）	
給気及び排気	給気口又は給気機及び排気口又は排気機の位置が記載されていること。
6. 内装の仕上げに関すること（法第 28 条の 2 第 3 号、第 35 条の 2 関係）	
内装の仕上げに使用する建築材料	内装の仕上げに使用する建築材料の種別が記載されていること。
7. 床の防湿に関すること（法第 36 条（令第 22 条）関係）	
最下階の居室の床の高さ・換気孔	基礎が布基礎である場合には、最下階の居室の床の高さ及び床下部分の換気孔が記載されていること。
8. 衛生設備に関すること（法第 31 条、法第 36 条（令第 129 条の 2 の 4）関係）	
排水先	排水ます及び公共下水道の位置又は浄化槽からの放流水の放流先もしくは放流方法が記載されていること。
配管設備	配管設備の種別、配置、構造及び材料の種別が記載されていること。
9. 各部分の寸法に関すること（法第 36 条（令第 21 条・第 23 条～第 26 条）関係）	
天井の高さ	居室の天井の高さが記載されていること。
階段	階段、踊り場、手すり又は階段に代わる傾斜路の構造が記載されていること。